

「関西ものづくり新撰」ロゴマーク使用規程

「関西ものづくり新撰」ロゴマークご使用にあたっては、下記の基本事項をご参照の上、正しくご使用くださいますようお願いいたします。

基本事項

1. 本ロゴマークは、「関西ものづくり新撰」に選定された製品・技術を開発した企業が使用するものとし、使用目的は、選定された製品・技術の広報・周知等販路開拓に寄与するものであることとします。ただし、「関西ものづくり新撰」の取組を広く広報することを目的としてメディア関係者等が使用する場合など、近畿経済産業局の許諾がある場合には、この限りではありません。
※目的に反する使用、及び選定製品・技術に直接関係のない使用は認められません。名刺等に使用する場合は、製品・技術名等を記載するなど製品・技術との関連がわかる必要があります。
2. 使用にあたっては、ロゴデータは近畿経済産業局から配布された電子データを使用してください。使用は無料です。
3. ロゴマークは必ず「図柄（「技」）」と「関西ものづくり新撰の文字」が組み合わさった状態で使用してください。「図柄（「技」）」単独での使用はできません。また、拡大及び縮小のみ可能とし、形状、色合いの変更等の加工はできません。ロゴマークの識別性を低下させる使用（例：変形、縦横比率の変更、左右反転、文字組の変更、指定色以外の表示、白抜きや立体加工等の画像加工）はしないで下さい。
4. 本ロゴマークのご使用に関して苦情が発生した場合は、使用者側は全責任をもって対処するものとします。
5. 近畿経済産業局は、下記に該当するような場合には、本ロゴマークの使用を中止させることができることとします。
 - ・本賞の選定が取り消された場合
 - ・ロゴマークの使用が不相当と当局で判断した場合
 - ・その他、特段の事情が生じた場合



使用方法

「関西ものづくり新撰」選定製品・技術の開発企業がロゴマークの使用を希望する場合は、申請書様式に、必要事項を記載の上、近畿経済産業局地域経済部産業技術課まで提出ください。当局で審査の上、希望するロゴマークの電子データを送付します。